令和2年7月豪雨被害対策漁業資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、令和2年7月豪雨(以下「本災害」という。)により、漁業等収入の減少又は漁業生産施設等の損壊の被害を受けた漁業者等に対し、収入減に伴う運転資金の確保又は漁業生産施設等の復旧に必要な令和2年7月豪雨被害対策漁業資金(以下、「豪雨被害対策資金」という。)の融通について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において豪雨被害対策資金とは、本災害による収入減に伴う運転資金の確保又は漁業 生産施設等の復旧のための資金を第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減する ため、市町村が利子補給又は利子助成を行い、県がその経費の一部を助成する次の1から4に掲 げる資金をいう。

- 1 令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金(以下「緊急支援資金」という。) 第3に掲げる者に第4の1に掲げる融資機関が融通する資金
- 2 令和2年7月豪雨被害対策セーフティネット資金(以下「セーフティネット資金」という。) 農林漁業セーフティネット資金実施要綱(平成19年3月30日18経営第7581号農林水 産事務次官依命通知)に定める資金
- 3 令和2年7月豪雨被害対策漁業近代化資金(以下「近代化資金」という。) 漁業近代化資金融通法(昭和44年6月26日法律第52号)第2条第3項に定める資金
- 4 令和2年7月豪雨被害対策農林漁業施設資金(以下「施設資金」という。) 日本政策金融公庫法第11条第1項第1号に定める資金

第3 貸付対象者

- 1 豪雨被害対策資金の貸付対象者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。
- (1) 第2の1及び2の資金の借入を希望する場合は、本災害により、災害発生前の決算期と比べて漁業収入が10パーセント以上減少している、又は減少することが見込まれること。
- (2) 第2の3及び4の資金の借入を希望する場合は、本災害により漁業生産施設等が生産に支 障を来す程度の被害を受けていること及び災害復旧として実施する事業であることの市町村 長の証明を受けていること。
- 2 近代化資金の貸付対象者は、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱第2に掲げる者に限る。

第4 融資機関

豪雨被害対策資金の融資機関は、次のとおりとする。

なお、1の(3)の融資機関の指定については、知事は指定を希望する銀行、信用金庫、信用協同組合(以下「銀行等」という。)から提出される融資機関指定申請書(別記第1号様式)を審査し、適当と認めたときに行うものとし、その後知事は銀行等に融資機関指定通知書(別記第2号様式)を交付する。

- 1 緊急支援資金
- (1)漁業協同組合
- (2)農林中央金庫
- (3) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合
- 2 近代化資金

県と漁業近代化資金に係る利子補給契約を締結した融資機関

3 セーフティネット資金及び施設資金

株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)及び公庫の委託金融機関

第5 貸付条件

1 緊急支援資金の貸付条件

緊急支援資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

(1)貸付対象者

漁業所得が総所得(法人にあっては、当該法人の漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占めている、又は漁業粗収益が200万円以上(法人にあっては1000万円以上)である漁業者

(2)貸付対象経費

漁業経営の維持・継続に必要な経費(運転資金)

(3)貸付限度額

1,000万円

(4)貸付利率等

別表に定めるものとする。

(5) 償還期限及び据置期間

償還期限10年以内(うち据置期間3年以内)とする。

(6) 償還方法

償還方法については、各年元金均等償還とし、償還金額は千円単位とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは当初償還額に加えるものとする。

なお、償還途中で繰上償還や早期償還等を行った場合には、県の承認を受けたうえで、次回 以降の約定額につき融資残高を約定残回数で割り直しても差し支えないものとする。

- 2 セーフティネット資金及び施設資金の貸付条件
- (1) セーフティネット資金及び施設資金に係る貸付けの条件は、次の定めによるものとする。 日本公庫の貸付基準
- (2)貸付利率等

別表に定めるものとする。

(3) 償還方法

日本公庫の定める償還方法

- 3 近代化資金の貸付条件
 - (1) 近代化資金に係る貸付けの条件は、次の定めによるものとする。 漁業近代化資金融通法及び熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱

(2)貸付利率等

別表に定めるものとする。

(3) 償還方法

償還方法については、各年元金均等償還とし、償還金額は千円単位とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは当初償還額に加えるものとする。

なお、償還途中で繰上償還や早期償還等を行った場合には、県の承認を受けたうえで、次回 以降の約定額につき融資残高を約定残回数で割り直しても差し支えないものとする。

第6 利子補給又は利子助成の期間

利子補給又は利子助成期間は貸付実行日から5年以内とする。

第7 県の助成

- 1 県は、市町村が漁業者及び融資機関に対し本資金に係る利子補給金又は利子助成金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞額を除く。)の総和を365日で除した額)に、別表に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。
- 2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、第6に定める利子補給の期間と同期間とする。

第8 借入手続等

- 1 緊急資金及び近代化資金
- (1) 借入希望者は、次の書類を融資機関の長に提出するものとする。なお、全国漁業信用基金協会 会熊本支所の債務保証を希望する者は、当該協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出す るものとする。
 - ア 緊急支援資金

借入申込書 (融資機関所定のもの)

漁業収入減少等調書(別記第3号様式の1)

令和2年7月豪雨被害対策漁業資金事業計画承認申請書(別記第4号様式)

イ 近代化資金

漁業近代化資金借入申込書(熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の別記第1号様式-1~4)

漁業生産施設等被害状況証明書(別記第3号様式の3)

- (2) 第4の1及び2に規定する融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金利子補給承認申請書(別記第5号様式)及び確認書(別記第3号様式の2)に受理した前号の書類(別記3号様式の1、別記3号様式の3及び別記第4号様式は原本、それ以外は写し)を添えて、市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、令和2年7月豪雨 被害対策漁業資金補助対象事業承認申請書(別記第6号様式)に受理した前号の書類(別記3

号様式の1又は別記3号様式の3は原本、それ以外は写し)を添えて県に提出するものとする。

- (4) 県は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、令和2年7月豪雨被害対 策漁業資金補助対象事業承認通知書(別記第7号様式)を市町村長に交付するものとする。
- (5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金利子補給承認 通知書(別記第8号様式)に県から通知された補助対象事業承認通知書(別記第7号様式)の 写しを添えて、融資機関の長に交付するものとする。なお、緊急支援資金の場合は、併せて令 和2年7月豪雨被害対策漁業資金事業計画承認通知書(別記第9号様式)を融資機関の長を経 由して借入希望者に交付するものとする。
- (6)融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに令和2年7月豪雨被害対策漁業 資金貸付実行報告書(別記第10号様式)を、市町村長を経由して県に提出するものとする。
- (7)融資機関の長は、利子補給期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに令和2年7月豪雨被害対策漁業資金特例償還等報告書(別記第11号様式)を市町村長を経由して県に提出するものとする。
- 2 セーフティネット資金及び施設資金
- (1) 借入希望者は、日本公庫から貸付決定を受けたのち、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金利子助成承認申請書(別記第12号様式)に漁業収入減少等調書(別記第3号様式の1)又は漁業生産施設等被害状況証明書(別記第3号様式の3)、及び貸付決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金補助対象事業承認申請書(別記第13号様式)に受理した前号の書類(別記第3号様式の1又は別記第3号様式の3は原本、それ以外は写し)を添えて県に提出するものとする。
- (3) 県は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、令和2年7月豪雨被害対 策漁業資金補助対象事業承認通知書(別記第14号様式)を市町村長に交付するものとする。
- (4) 市町村長は、前項の通知を受けたときは、速やかに借入希望者に令和2年7月豪雨被害対策 漁業資金利子助成承認通知書(別記第15号様式)を交付するものとする。
- (5) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付の実行を受けたときは、令和2年7月豪雨被害対策漁業資金貸付実行報告書(別記第16号様式)を市町村長を経由して県に速やかに提出するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、 速やかに令和2年7月豪雨被害対策漁業資金特例償還等報告書(別記第17号様式)を市町村 長を経由して県に提出するものとする。

第9 資金の貸付期間

本資金に係る市町村の利子補給等承認及び県の補助対象事業承認は、原則として令和6年3月3 1日までに行うものとし、貸付実行は令和6年9月30日までに行うものとする。

第10 資金の目的外使用等

1 融資機関は、本資金がその目的以外に使用されること等を防止するため、適正管理に努めなければならない。

- 2 借入者が借入金を目的以外の使途に使用した場合は、県は市町村に対して補助対象事業承認を 取り消し、市町村は融資機関に対して利子補給承認を取り消すものとする。
- 3 1の適正管理が実施されず、融資機関の責に帰すべき理由により目的外使用が発生した場合は、 県は市町村に対して既に交付した利子補給費補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、市町村は 融資機関に対して既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

第11 その他

この要項に定めるもののほか、豪雨被害対策資金の融通に必要な事項は、農林漁業セーフティネット資金実施要綱、漁業近代化資金融通法、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。

附 則

この要項は令和2年8月18日から施行し、令和2年7月21日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要項は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和5年4月1日から施行する。